

令和7年4月以降に、県外から転入した人対象

子育て・若者世帯F-UJターン奨励金

子育て・若者世帯の人が、市内出身で県外から再転入（Uターン）、または市外出身で東京圏から転入（Jターン）をする場合、最大50万円の奨励金を交付します。

問合せ／シティプロモーション課 移住定住推進室

☎55-2930 FAX 51-1456 E kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp



奨励金早見表

世帯要件

1

県外からUターン

2

東京圏からJターン

子育て世帯	小学生までの子どもがいる、または母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる世帯	最大50万円	最大30万円
若者世帯	夫婦等のどちらかが39歳未満の世帯(子育て世帯を除く)	30万円	10万円

金額の内訳：基準額10万円、Uターン加算20万円、子ども加算10万円(2人まで)
東京圏：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県

【対象要件】

次の要件を全て満たすこと

✓ 令和7年4月1日以降の転入者

✓ ①②のどちらかに該当する子育て世帯または若者世帯

①ア～ウの全てに該当する

ア…転入日の前日まで1年以上継続して県外の市区町村に居住していた

イ…直前の居住地から引き続き当該子育て世帯または若者世帯と同一の世帯に属している

ウ…再転入をする前に本市に居住していた期間が、当該者が18歳になる年度の末日までの間に、連続して3年以上ある

※再転入をする前の本市での居住期間が、市内高等学校に入学し、卒業するまでの期間のみである場合は、2年10か月。

②ア・イのどちらにも該当する

ア…転入日の前日まで1年以上継続して東京圏の市区町村に居住していた

イ…直前の居住地から引き続き当該子育て世帯または若者世帯と同一の世帯に属している

※富士市移住就業支援補助金または、富士市先導的テレワーク移住者支援補助金の申請世帯・交付世帯は、対象外です。

【申請期間】

申請は、転入日から1年以内または、各年度の3月第2金曜日のいずれか早い日までに行う必要があります。

ただし、予算の上限に達した場合、受付を終了します。

該当の可否を確認したい人は、早めに移住定住推進室へお問い合わせください。

詳しくは市ウェブサイトをご覧ください



移住者の声

神奈川県からJターンしたご夫婦

新幹線の停車駅があり通勤に便利なことや、新鮮な海産物を楽しめる暮らしに引かれて、富士市への移住を決めました。住まいの初期費用や引っ越し代がかさむ中、転入時に奨励金を知り、奨励金を活用することで安心して新生活を始められました。富士市は産業のまちのイメージが強かったのですが、自然豊かで富士山を身近に感じられる生活環境のよさを実感しています。同世代の人に富士市での暮らしを勧めたいです。

